

2022年～2023年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書
(2023年7月24日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム)
一部抜粋

5 22/23シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた提言

22/23シーズンの我が国における本病の発生を踏まえ、来シーズンに向けて発生予防・まん延防止対策の強化・徹底について検討を行った。

近年の国内及び世界各地での本病の発生状況、多様なウイルスの出現状況等を考慮すると、本年も秋以降、渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが国内へ持ち込まれることが懸念される。また、近年は国内での野鳥の感染確認及び家きんでの発生期間が長期化する傾向にある。

このため、22/23シーズンの疫学調査の結果に基づき、飼養者、国・都道府県、関係機関・団体、市町村を始めとする全ての関係者に対する今後の防疫対策の在り方を以下に提言するので、従来から行っている対策に加え、来シーズンに向け、全ての関係者が一体となって対応し、全国的に更に厳重な防疫体制を構築されたい。

(1) 重点対策期間

22/23シーズンの国内においては、9月25日に神奈川県で回収された死亡ハヤブサ陽性で初の感染が確認されており、秋の渡りの初期には猛きん類の捕食対象のカモ類等にある程度感染が拡大していたと考えられる。このことから、野鳥でウイルスが確認されていなくとも、渡り鳥の渡来が始まった時点で国内にウイルスが侵入していると想定し、渡りが本格化する前の9月中には都道府県及び農場での防疫体制を整備する必要がある。

家きん発生事例数の月別のピークは22/23シーズンでは12月で、次いで11月及び1月が同数であり、一方野鳥での感染確認はそれよりも早い11月がピークとなった。過去のシーズンにおいても、家きんでは2014年以降は12月又は1月がピークとなっている。このことから、来シーズンはこれまで同様に10月から翌年5月までの間の対策が求められるが、特に、11月から翌年1月までは重点対策期間として対策の徹底を図る必要がある。ただし、北海道、東北等の渡り鳥の渡来及び北帰行の時期が異なる地域については、地域の実情に応じて重点対策期間を設定することが求められる。

(2) 農場及び家きん舎への侵入防止

- 1) 農場及び家きん舎への人・物を介したウイルスの侵入防止（飼養者向け対策）
 - ア 疫学調査において、衛生管理区域及び家きん舎に立ちに入る際の車両・器具の消毒、専用衣服・靴の着用、手指消毒等を実施していない事例が見られた。また、比較的管理の良い農場でこれらの衛生対策を実施している旨の説明があった場合でも、消毒・更衣前後の動線の交差や、使用する消毒薬の選択、濃度及び交換頻度が適切ではないと考えられる事例が見られた。さらに、飼養管理者は衛生対策を実施しているが、鶏糞、堆肥等の一部作業者、

外来事業者では実施をしていない、又は農場側がその実態を把握していない事例が見られた。

農場周辺環境はウイルスに汚染されていることを前提に、病原体によって汚染されている可能性が少ない清浄区域として、家きんへの病原体侵入リスクを低減するために衛生管理区域が設定されるものであることから、その設定に当たっては、外部と家きん舎の間の緩衝地帯として適切に機能するよう、農場内の必要な敷地・施設を衛生管理区域とした上で、車両、人、物品の適切な場所や方法での消毒、更衣等の徹底が重要である。

また、野鳥・野生動物等により持ち込まれたウイルスが家きん舎周囲に存在している可能性を念頭に、家きん舎外で使用した長靴や手指にはウイルスが付着していると想定し、家きん舎への立入り時には必ず家きん舎専用靴への履き替え、手指消毒及び手袋の交換を行う必要がある。

したがって、衛生管理区域又は家きん舎に立ちに入る全ての作業従事者及び外部事業者にこれらの衛生対策を徹底させることが重要である。特に、消毒・更衣前後で動線が交差しないよう、衛生管理区域入口や更衣場所周囲では動線を再度確認して設定することや、衛生管理区域及び家きん舎の更衣場所内部ではすのこ等により明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴が直接又は間接的に接触しないよう分離を徹底する必要がある。

【参考】家きん飼養者・関係者・鳥を飼育している方へ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/hpai_taisaku.html

イ 採卵鶏の発生農場においては飼養規模が大きい傾向が見られたことから、原因の特定はされていないものの、規模が大きい場合にあっては、一般的に人・物の出入りする機会が多くなり、相対的にウイルスの侵入リスクが高くなる可能性があることを念頭に、全ての農場従事者及び外部事業者について、上記の飼養衛生管理を徹底することが重要である。また、施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、侵入リスク及び発生時の感染拡大リスクを低減することも検討し得るものと考えられる。

2) 農場及び家きん舎への野鳥・野生動物の侵入防止（飼養者向け対策）

発生農場においては、農場敷地内に野鳥・野生動物の侵入又はその痕跡が認められる事例が多く見られた。また、家きん舎についても、壁・天井、クーリングパッド等に外部に通じる破損・隙間、ネズミのかじり跡が確認された事例や、調査時に家きん舎内で実際にスズメ、カラス、ネコ等の侵入が確認された事例が見られた。

また、農場敷地内又は周辺で HPAIV 陽性の死亡カラスが確認されており、感染した野鳥・野生動物により農場周辺や衛生管理区域がウイルスに汚染され、それが人・物を介して家きん舎に持ち込まれる可能性に加え、野鳥の糞等に由来する粉じんや羽毛が入気口から取り込まれる可能性も否定できない。周辺で

カラス等の野鳥・野生動物の死亡例が確認されていない場合であっても、農場付近の環境にウイルスが侵入している可能性があることに注意が必要である。

このため、来シーズンも引き続き次の野鳥・野生動物の侵入防止対策を徹底する必要がある。

ア 農場敷地内の整理・整頓（誘因となる飼料タンク付近のこぼれ餌の片付け、野生動物の隠れ場所となる物品の片付け、家きん舎周辺に草やぶ、実のなる植物、巣づくりや止まり木に利用される枝等がないよう草刈りや木の剪定・伐採等）、堆肥舎や鶏糞搬出口へ防鳥ネット等の覆いを設置、野鳥・野生動物を誘引しないように廃棄卵及び家きん死体の処理を適切に行うこと

イ 飼養衛生管理基準に基づき日頃からのネズミ及び害虫の駆除を行うとともに、日常的に家きん舎の破損等を点検すること。特に、①ウインドウレス鶏舎のように一見隙間がないように思われる家きん舎であっても、飼養管理者と鶏舎構造を熟知している者等が連携してネズミ、ネコを始めとした野生動物等が侵入しそうなルートを探し、侵入防止対策を講じること、②普段目が届きにくい場所（屋根上に設置されたモニター、鶏舎天井裏等）について、改めて穴等がないか点検し、必要に応じた補修を行うこと

ウ 野鳥・野生動物を家きん舎に入れることはもちろん、入気口からの粉じん、羽毛等の取込みによるウイルスの家きん舎への侵入の可能性を念頭に、家きん舎の屋根、入気口等に近づけないよう、野鳥避けの設置や、一步踏み込んだ入気口対策（フィルター、細霧装置等の設置等）の実施を検討すること

(3) 農場への侵入防止（地域を含めたより幅広な対策）

1) 農場周辺の水場・環境での野鳥・野生動物対策（飼養者、都道府県等自治体向け対策）

多くの発生農場の近隣で水鳥類が飛来する可能性がある池や川等の水場が確認された。家きん舎へのウイルスの侵入防止のためには、ウイルスを伝播する可能性のある野鳥を衛生管理区域に近寄らせないことが重要であることから、農場周辺のため池等の水場において水抜きや、不可能であれば防鳥ネットや忌避テープを張る等の取組を行うことが重要である。

また、野鳥・野生動物によるウイルスの拡散防止のため、①本病の伝播につながる安易な餌やりやそれに類する行為は控えること、②野鳥や野生動物の死体等は放置せず、適切に自治体に連絡して検査、処分等の対応をすること、③同じ場所で複数の野鳥などが死亡している場合には、自治体に速やかに連絡すること等の取組を徹底することが重要である。

2) 農場周辺環境を介したウイルスの拡散防止対策（飼養者、都道府県、関連事業者向け対策）

ア 半径 3km 以内の複数農場で発生が確認された事例が多く見られ、一部地域では死亡鶏保管庫、鶏糞処理場等の共同施設を利用している事例が見られた。本病シーズン中には、共通して利用する道路等の周辺環境がウイルスに汚染されている可能性も念頭に、農場及び共同施設への出入り時の消毒の徹底や、入気口対策等により、ウイルスの侵入を防止することが重要である。

イ 養鶏が盛んな地域においては、特に半径 3km 以内では同一の感染源又は農場間の伝播によるリスクが高くなることを想定し、密集地域での同時発生も想定した動員計画及び防疫資材の調達計画の整備並びに農場情報の把握（特に、複数農場や共同施設に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理）を行い、防疫体制を整備することが重要である。また、発生時には、早期発見・早期通報、迅速な殺処分及び封じ込めを徹底し、ネズミ、羽毛やふけ等によるウイルス拡散防止措置を講ずることが重要である。

(4) その他

1) 鶏以外の鳥種の防疫対策（飼養者、獣医師、都道府県向け対策）

22/23 シーズンはあひる、うずら、だちょう及びほろほろ鳥での発生があり、特にあひるではウイルスに感染していても死亡等の異状が明確でない事例が認められたことから、これらの鳥種については鶏と異なり特徴的な臨床症状や死亡率の増加が起こらない可能性も念頭に、わずかな異状であっても通報し検査を行うといった積極的な対応が必要と考えられた。

また、これらの鳥種では、ひなの出荷により複数の関連農場が殺処分の対象となった事例があり、鶏とは生産・流通体制が異なることを念頭に、通報における関連農場の迅速な把握が重要である。

2) 情報収集・調査研究（農林水産省、関係機関向け対策）

我が国への侵入リスクの予察及び低減のためには、本病の世界各地での発生及び対策状況、多様な遺伝子再集合ウイルスの出現状況、鳥類・哺乳類での感染状況等を踏まえ、引き続き情報収集と動向の監視を行うことが重要である。

さらに、国内の家きん及び野鳥に由来するウイルスの遺伝子解析及び性状解析や海外のウイルス情報との比較解析、農場・鶏舎における発生要因のリスク分析等の研究体制を強化し、防疫体制の構築・維持に資することが重要である。

以上